

## 国・県の事業者向け支援制度

### ◆持続化給付金〈国〉

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

対 象	中小法人等・個人事業者等（医療法人，農業法人，NPO 法人なども対象）
要 件	①新型コロナウイルス感染症の影響により，ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少していること ② 2019 年以前から事業による事業収入（売上）を得ており，今後も事業を継続する意思があること
支 給 額	中小法人等：上限 200 万円 個人事業者等：上限 100 万円 ※ただし，昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。
申 請 期 限	令和 3 年 1 月 15 日(金)
申 請 方 法	電子申請のみの受付
サポ ー ト 会 場	自身で電子申請を行うことが困難な人のために，サポート会場で申請できます。 ・小野田オリエンタルホテル 2 階会議室 ・山陽商工会議所 3 階大研修室 <b>■予約方法</b> サポート会場での申請は，完全予約制です。事前に次のいずれかの方法で予約してください。 <b>【WEB 予約】</b> 持続化給付金事務局ホームページ（ <a href="https://jizokuka-kyufu.jp">https://jizokuka-kyufu.jp</a> ） <b>【自動ガイダンス】</b> ☎ 0120-835-130（24 時間受付）※会場番号が必要です。 小野田オリエンタルホテル：会場番号 3503 山陽商工会議所：会場番号 3511 <b>【オペレーター対応】</b> ☎ 0570-077-866（9:00～18:00）
提 出 書 類	令和元年（法人は前事業年度）確定申告書類の控えの写し，売上減少となった月の売上台帳の写し，通帳の写し，身分証明書の写し（個人事業者のみ）等
問 い 合 せ 先	持続化給付金コールセンター（☎ 0120-115-570） IP 電話（☎ 03-6831-0613）

### ◆新型コロナウイルス対策営業持続化等支援金〈県〉

新型コロナウイルス感染症拡大による，売上減少等の影響が大きい山口県内の食事提供施設の営業維持への支援金を交付します。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県内の食事提供施設を営業する事業者であること</li> <li>山口県内に住所（法人は本店の所在地）を有する者であること</li> <li>県から休業要請した施設を営業する事業者ではないこと</li> </ul>
支 援 額	1 事業者当たり 10 万円
申 請 期 限	令和 2 年 6 月 30 日(火)（消印有効）
申 請 方 法	原則として郵送
申 請 先	個人は住所地，法人は本店所在地の商工会議所 <ul style="list-style-type: none"> <li>小野田商工会議所 〒 756-0824 山陽小野田市中央二丁目 3 番 1 号</li> <li>山陽商工会議所 〒 757-0001 山陽小野田市大字鴨庄 101 番地 29</li> </ul>
提 出 書 類	申請書兼請求書，食品衛生許可証の写し，振込先口座の金融機関・口座番号・口座名義がわかる通帳やキャッシュカードの写し
問 い 合 せ 先	小野田商工会議所（☎ 84-4111） 山陽商工会議所（☎ 73-2525） 県商政課（☎ 083-933-3110）